

保険金額を減額する場合等の最低金額一覧<2024年4月2日現在>

- 当社の主な商品について、保険金額を減額する場合等の最低金額を掲載しています。
(頭金制度や契約転換制度を利用されている場合等、ご契約の状態によっては掲載している最低金額と異なることがありますので、
詳細は、担当のニッセイTOTALパートナーまたは最寄りのお客様窓口にご連絡ください。)
- 掲載している最低金額は、2024年4月2日現在のものであり、将来変更することがあります。
実際に保険金額を減額する場合等には、その時点の当社所定の取扱基準に基づき、お手続きさせていただきます。

I 2012年4月2日以降販売の主な商品

II 2012年4月1日以前販売の主な商品

P.2～P.10に記載しております。

P.11～P.12に記載しております。

I 2012年4月2日以降販売の主な商品

ニッセイみらいのカタチ

① 保険金額等を〔減額〕する場合

○年齢は、減額時における被保険者の年齢（満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。）となります。

保険契約	減額後の最低金額			
終身保険	300万円（50歳以上：200万円）			
養老保険	200万円			
定期保険	700万円（50歳以上：500万円）			
生存給付金付定期保険	300万円（※1）			
3大疾病保障保険	保険金額	保険期間が有期の場合	保険期間が終身の場合	
		500万円（50歳以上：300万円）	300万円（50歳以上：200万円）	
身体障がい保障保険	700万円（50歳以上：500万円）			
介護保障保険		保険期間が有期の場合	保険期間が終身の場合	
		700万円（50歳以上：500万円）	300万円（50歳以上：200万円）	
継続サポート3大疾病保障保険	3大疾病保障金額	保険契約の型が10倍型の場合	保険契約の型が5倍型の場合	保険契約の型が同額型の場合
		600万円	400万円（50歳以上：250万円）	150万円（50歳以上：100万円）（※2）
新3大疾病保障保険		死亡保障の型が死亡保障100%型の場合		死亡保障の型が死亡保障10%型の場合
		保険期間が有期の場合	保険期間が終身の場合	700万円（50歳以上：500万円）
	500万円（50歳以上：300万円）	300万円（50歳以上：200万円）		
特定重度疾病保障保険	特定重度疾病保障金額	700万円（50歳以上：500万円）		

（※1） 特定損傷保険以外の保険契約と組み合わせている場合は、200万円となります。

（※2） 入院給付日額5,000円以上の総合医療保険、または入院給付日額1万円以上のがん医療保険（終身）と組み合わせている場合は、100万円となります。

○年齢は、減額時における被保険者の年齢（満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。）となります。

保険契約		減額後の最低金額									
生活サポート保険	生活サポート年金額	130万円（保険期間が10年以上：歳満了年金・年満了年金に応じて下表のとおり）									
		歳満了年金の場合			年満了年金の場合						
		【年数】保険期間 【年齢】減額時における被保険者の年齢			【年数】生活サポート年金支払期間 【年齢】減額時における被保険者の年齢						
			15～34歳	35～54歳	55歳～		3～39歳	40～49歳	50～54歳	55～64歳	65歳～
		10年以上 20年以下	100万円	90万円	48万円	5年	—	100万円	90万円	60万円	24万円
20年超 35年以下	72万円	10年		100万円		72万円					
35年超	90万円	72万円	15年	90万円	60万円						
			20年								
認知症保障保険	認知症診断保険金額	保険期間が有期の場合			保険期間が終身の場合						
		500万円（66歳以上：200万円）			400万円（50歳以上65歳以下：300万円、66歳以上：200万円）						
総合医療保険	入院給付日額	保険期間が有期の場合			保険期間が終身の場合						
		1万円			5,000円						
がん医療保険		1万円									
入院総合保険	入院給付金額	保険期間が有期の場合			保険期間が終身の場合						
		15万円（69歳以下かつ保険期間10年未満：25万円、70歳以上：10万円）			10万円（70歳以上：5万円）						
入院継続時収入サポート保険	給付月額	2022年9月25日以前の保険契約			2022年9月26日以降の保険契約						
		15万円			—（他の保険契約との組み合わせが必要となります。）						
年金保険	年金額	払込期間が30年未満			払込期間が30年以上						
		5年確定年金:年額72万円 10年確定年金:年額48万円 15年確定年金:年額36万円 または 月払保険料1万円（年払保険料12万円）かつ年額12万円以上を満たす年金額			5年確定年金:年額72万円 10年確定年金:年額48万円 15年確定年金:年額36万円 または 月払保険料5,000円（年払保険料6万円）かつ年額12万円以上を満たす年金額						
特定損傷保険	給付金額	—（他の保険契約との組み合わせが必要となります。）									

○複数の保険契約を組み合わせる加入している場合、P.2～P.3に記載の金額よりも低い金額まで減額が可能となる場合がありますので、P.5～P.6に記載の「■複数の保険契約を組み合わせる加入している場合の取扱い」もあわせてご参照ください。

■終身変更制度を利用する場合の取扱い

- 「変更後契約」の保険金額等の最低金額は、P.2～P.3に記載の金額と同額です。
- 単独で加入している保険契約の一部を終身保険に変更する場合、「変更前契約の変更しなかった部分」と「終身保険（変更後契約）」は組み合わせる一体の保険となります。
この場合、これらは「複数の保険契約を組み合わせる加入している場合」に該当し、保険金額等の最低金額が上表の金額より低くなる場合がありますので、P.5～P.6に記載の「■複数の保険契約を組み合わせる加入している場合の取扱い」もあわせてご参照ください。

■更新時・指定年齢到達時の取扱い

- 以下の場合の「更新・変更後契約」の保険金額等の最低金額は、P.2～P.3の記載と同様の取扱いとなります。
 - －保険金額等を減額する場合
 - －保険種類を変更する場合（定期保険を終身保険に変更する場合は除きます。）

■複数の保険契約を組み合わせて加入している場合の取扱い

次のA・Bいずれかを満たす場合、下表の金額まで減額が可能となります。

A：減額後における各保険契約のいずれかの保険金額等が、P.2～P.3に記載の「減額後の最低金額」以上であること

B：減額後における組み合わせた複数の保険契約の保険金額（生活サポート年金額を含む）（※1）の合計額が700万円（※2）以上であること

（※1）継続サポート3大疾病保障保険の場合は3大疾病保険金額に、生活サポート保険の場合は生活サポート年金額に、それぞれ以下の率を乗じて得た金額とします。

- 継続サポート3大疾病保障保険 … 保険契約の型が10倍型の場合：1
- 生活サポート保険 … 5
- 保険契約の型が5倍型の場合：1.25
- 保険契約の型が同額型の場合：3

（※2）減額時における被保険者の年齢（満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。）が50歳以上の場合は500万円

○年齢は、減額時における被保険者の年齢（満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。）となります。

保険契約		減額後の最低金額		
終身保険	養老保険	定期保険		
生存給付金付定期保険	3大疾病保障保険		100万円	
身体障がい保障保険	介護保障保険			
継続サポート3大疾病保障保険	3大疾病 保険金額	保険契約の型が10倍型の場合	保険契約の型が5倍型の場合	保険契約の型が同額型の場合
		300万円	100万円	50万円
新3大疾病保障保険			100万円	
特定重度疾病保障保険	特定重度疾病 保険金額	100万円		
生活サポート保険	生活サポート年金額	30万円（保険期間が10年以上：24万円）		
認知症保障保険	認知症診断 保険金額	100万円		
総合医療保険	入院給付日額	3,000円		
がん医療保険		5,000円		
入院総合保険	入院給付金額	10万円（70歳以上：5万円）		
入院継続時収入サポート保険	給付月額	5万円		
年金保険	年金額	払込期間が30年未満	払込期間が30年以上35年未満	払込期間が35年以上
		年額24万円 または 月払保険料1万円 （年払保険料12万円）かつ 年額12万円以上を満たす年金額	年額24万円 または 月払保険料5,000円 （年払保険料6万円）かつ 年額12万円以上を満たす年金額	5年確定年金：年額24万円 10年確定年金：年額13万円 15年確定年金：年額24万円 または 月払保険料5,000円 （年払保険料6万円）かつ 年額12万円以上を満たす年金額
特定損傷保険	給付金額	5万円		

■ 終身変更制度を利用する場合の取扱い

- 「変更後契約」および「変更前契約の変更しない部分」の保険金額等の最低金額は P.5 の記載と同様の取扱いとなります。
- 単独で加入している保険契約の一部を終身保険に変更する場合、「変更前契約の変更しなかった部分」と「終身保険（変更後契約）」は組み合わせて一体の保険となります。この場合、これらは「複数の保険契約を組み合わせて加入している場合」に該当するため、保険金額等の最低金額は、P.5 の記載と同様の取扱いとなります。

■ 更新・指定年齢到達時の取扱い

- 以下の場合の「更新・変更後契約」、および「更新・変更せずそのままの保障内容で継続する保険契約」の保険金額等の最低金額は P.5 の記載と同様の取扱いとなります。
 - － 保険金額等を減額する場合
 - － 保険種類を変更する場合（定期保険を終身保険に変更する場合を除きます。）

② 組み合わせた複数の保険契約の一部を〔解約〕する場合

次の A・B いずれかを満たす場合、組み合わせた複数の保険契約の一部の解約が可能となります。

A：解約しない各保険契約のいずれかの保険金額等が、P.2～P.3 に記載の「減額後の最低金額」以上であること

B：解約後における組み合わせた複数の保険契約の保険金額（生活サポート年金額を含む）（※1）の合計額が 700 万円（※2）以上であること

（※1）継続サポート 3 大疾病保障保険の場合は 3 大疾病保険金額に、生活サポート保険の場合は生活サポート年金額に、それぞれ以下の率を乗じて得た金額とします。

- 継続サポート 3 大疾病保障保険 … 保険契約の型が 10 倍型の場合： 1
- 生活サポート保険 … 5
- 保険契約の型が 5 倍型の場合： 1.25
- 保険契約の型が同額型の場合： 3

（※2）解約時における被保険者の年齢（満年齢で計算し、1 年未満の端数は切捨てて計算します。）が 50 歳以上の場合は 500 万円

■ 更新時の取扱い

- 組み合わせた複数の保険契約の一部を更新しない場合、「更新せずそのままの保障内容で継続する保険契約」が P.2～P.5 に記載の金額を下回る場合でも更新を取扱います。

ニッセイこどもの保険

① 基準保険金額等を〔減額〕する場合

保険契約	減額後の最低金額	
こども保険	基準保険金額 100万円	
こども総合医療保険	単独で加入している場合	入院給付日額 5,000円
	こども保険と組み合わせて加入している場合	入院給付日額 3,000円

② こども保険・こども総合医療保険のいずれかを〔解約〕する場合

次を満たす場合、こども保険・こども総合医療保険のいずれかの解約が可能となります。

○解約しない保険契約の基準保険金額または入院給付日額が、以下の金額以上であること

基準保険金額：100万円 入院給付日額：5,000円

ニッセイ学資保険

○契約日における契約者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。

商品名称	減額後の最低金額					
ニッセイ学資保険	2014年4月1日以前のご契約			2014年4月2日以降 2017年4月1日以前のご契約		
		契約日における 契約者の年齢	基準保険金額		契約日における 契約者の年齢	基準保険金額
	全期払	男性：18～45歳 女性：16～45歳	40万円	全期払	男性：18～40歳 女性：16～40歳	40万円
10年払	男性：18～45歳 女性：16～45歳	10年払		41～45歳	70万円	
5年払	男性：18～69歳 女性：16～69歳	5年払		男性：18～45歳 女性：16～45歳	40万円	
			5年払	男性：18～68歳 女性：16～68歳	40万円	
				69歳	70万円	

○契約日における契約者および被保険者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。

商品名称	減額後の最低金額				
	2017年4月2日以降のご契約				
ニッセイ学資保険	給付の種類 の型		契約日における 契約者の年齢	基準保険金額	
				契約日における 被保険者の年齢が0～2歳	契約日における 被保険者の年齢が3～6歳
	こども祝金 なし型	全期払	男性：18～36歳 女性：16～36歳 (※1)	70万円	100万円
			37～40歳	100万円	100万円
			41～45歳		— (※2)
		10年払	女性：16～17歳 (※1)	40万円	70万円
			18～44歳		100万円
			45歳		— (※2)
		5年払	男性：18～51歳 女性：16～51歳 (※1)	40万円	
			52～60歳	40万円	100万円
			61～65歳	100万円	— (※2)
			66～67歳		
		68～69歳	— (※2)		
		こども祝金 あり型	全期払	男性：18～39歳 女性：16～39歳 (※1)	100万円

(※1) 2022年4月2日以降については、契約日における契約者の年齢が17歳以下のご契約の取扱いはありません。

(※2) 2017年4月2日以降については、ご契約の取扱いはありません。

ニッセイ一時払終身保険

○契約日における被保険者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てて計算します。

商品名称	減額後の最低金額																																					
	2015年9月30日以前のご契約	2015年10月1日以降 2016年9月30日以前のご契約	2016年10月1日以降 2022年12月31日以前のご契約	2023年1月1日以降のご契約																																		
ニッセイ一時払終身 保険	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約日における 被保険者の年齢</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～80歳</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>81～90歳</td> <td>— (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	契約日における 被保険者の年齢	保険金額	3～80歳	100万円	81～90歳	— (※1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約日における 被保険者の年齢</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～80歳</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約日における 被保険者の年齢	保険金額	3～80歳	100万円	81～85歳	150万円	86～90歳	200万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約日における 被保険者の年齢</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～65歳</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>66～75歳</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>76～80歳</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約日における 被保険者の年齢	保険金額	3～65歳	200万円	66～75歳	250万円	76～80歳	300万円	81～85歳	350万円	86～90歳	400万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約日における 被保険者の年齢</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～80歳</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約日における 被保険者の年齢	保険金額	3～80歳	100万円	81～85歳	150万円	86～90歳	200万円
	契約日における 被保険者の年齢	保険金額																																				
	3～80歳	100万円																																				
	81～90歳	— (※1)																																				
契約日における 被保険者の年齢	保険金額																																					
3～80歳	100万円																																					
81～85歳	150万円																																					
86～90歳	200万円																																					
契約日における 被保険者の年齢	保険金額																																					
3～65歳	200万円																																					
66～75歳	250万円																																					
76～80歳	300万円																																					
81～85歳	350万円																																					
86～90歳	400万円																																					
契約日における 被保険者の年齢	保険金額																																					
3～80歳	100万円																																					
81～85歳	150万円																																					
86～90歳	200万円																																					

(※1) 2015年9月30日以前については、契約日における被保険者の年齢が81歳以上のご契約の取扱いはありません。

ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）

商品名称	減額後の最低金額	
	年金開始日における被保険者の年齢	5年保証期間付終身年金の年金額 (※2)
ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）	60～75歳	12万円
	76～85歳	18万円
	86～90歳	24万円

(※2) 年金の種類が10年確定年金の場合も、5年保証期間付終身年金に変更したとした場合の年金額が上記の年金額以上となる必要があります。
詳細は、担当のニッセイータルパートナーまたは最寄りのお客様窓口にご連絡ください。

ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）

商品名称	減額後の最低金額	
ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）	短期就業不能給付月額	長期就業不能給付月額（※1）
	5万円	5万円

（※1）短期就業不能給付月額を下回る減額は、取扱いできません。

その他の商品（※2）

商品名称	減額後の最低金額
ニッセイ長期定期保険	保険金額：1,000万円
ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険	保険金額：1,000万円
ニッセイ遡増定期保険	基本保険金額：400万円
ニッセイ低解約払戻金型長期定期保険	保険金額：1,000万円
ニッセイ一時払養老保険	保険金額：100万円
ニッセイ一時払年金保険	年金額：24万円

（※2）ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険については、減額の取扱いはありません。

Ⅱ 2012年4月1日以前販売の主な商品

商品名称	減額後の最低金額（主契約と主な特約を掲載）	
ニッセイ終身保険（重点保障プラン） ロングラン EX（※1） ニッセイ生きるチカラ EX（※1）	・主契約と特約の死亡保険金の合計（保険金額）	: 1,000万円（※2）（※3）
	かつ	
	・主契約＜終身保険＞（保険金額）	: 100万円（※4）
	・3大疾病保障定期保険特約（保険金額）	: 100万円
	・疾病障がい保障定期保険特約（保険金額）	: 100万円
	・介護保障定期保険特約（保険金額）	: 100万円
	・新生存給付金付定期保険特約（保険金額）	: 100万円
	・定期保険特約（保険金額）	: 50万円
	・生活保障特約（年金額）	: 24万円
	・総合医療特約（入院給付日額）	: 3,000円
・新がん入院特約（入院給付日額）	: 5,000円	
ニッセイ終身保険 EX	・主契約＜終身保険＞（保険金額）	: 300万円 (一時払契約の場合は100万円)
	・総合医療特約（入院給付日額）	: 3,000円
	・新がん入院特約（入院給付日額）	: 5,000円

（※1）主契約と特約の死亡保険金の合計（保険金額）が最低金額以上であり、かつ、主契約・特約の金額がそれぞれの最低金額以上であることを要します。

（※2）減額時における被保険者の年齢が50歳以上の場合は、減額後の最低金額は500万円となります。

減額時における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6カ月以下のものは切捨て、6カ月をこえるものは切上げて計算します。

<例> 減額時に49歳7カ月の被保険者の方の場合、上記計算に基づき50歳となるため、減額後の最低金額は500万円となります。

（※3）生活保障特約の換算保障額（お支払事由に該当された時点での将来の特約死亡生活保障年金の現価を一括してお受取りいただく金額と同額）を含みます。

（※4）ニッセイ生きるチカラEXの場合、主契約＜終身保険＞の保険金額（10万円）の減額は、取扱いできません。

商品名称	減額後の最低金額（主契約と主な特約を掲載）	
ニッセイ定期保険 EX	・主契約＜定期保険＞（保険金額）	: 1,000万円
ニッセイ総合医療保険 マイメディカル EX	・主契約＜総合医療保険＞（入院給付日額）	: 5,000円
	・重度疾病保障特約（保険金額）	: 50万円
ニッセイがん保険 EX	・主契約＜がん保険＞（入院給付日額）	: 10,000円
ニッセイ暮らしの保険 EX (※5)	・主契約と特約の死亡保険金の合計（保険金額）	: 1,500万円
	かつ ・主契約＜養老保険＞（保険金額）	: 100万円
ニッセイ養老保険 EX	・主契約＜養老保険＞（保険金額）	: 200万円 (一時払契約の場合は100万円)
ニッセイBIG・YOU EX (※6)	・主契約の基準保険金額と特約の保険金額の合計	: 1,000万円
	かつ ・主契約＜生存給付金付定期保険＞（基準保険金額）	: 100万円
ニッセイこどもの保険 げん・き EX	・主契約＜育英年金付こども保険＞（基準保険金額）	: 60万円
ニッセイ年金 年金名人 EX	・主契約＜年金保険＞（年金額）	: 24万円
ニッセイ新逋増定期保険50Ⅱ EX	・主契約＜新逋増定期保険＞（基本保険金額）	: 400万円

(※5) 主契約と特約の死亡保険金の合計（保険金額）が最低金額以上であり、かつ、主契約の保険金額が最低金額以上であることを要します。

(※6) 主契約の基準保険金額と特約の保険金額の合計が最低金額以上であり、かつ、主契約の基準保険金額が最低金額以上であることを要します。

生24-282,商品開発部